

令和 6年 5月20日最終改正

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人千葉県下水道公社が競争入札により建設工事等に係る委託業務の請負の契約を締結しようとする場合における低入札価格調査の実施から落札者の決定までの一連の事務手続その他の事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等委託業務 土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。
- (2) 積算体系 建設工事等委託業務の予定価格算出の基礎となる額の積算に際して、その積算の内訳となる主要な構成費目の構成の態様をいう。
- (3) 低入札価格調査 財務規程第77条第1項第2号の規定により、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否かを判断するために実施する調査をいう。
- (4) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (5) 入札書比較価格 予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。
- (6) 主務部長 公益財団法人千葉県下水道公社組織規程第3条の事務を所掌する部の長をいう。
- (7) 最低価格入札者 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者をいう。
- (8) 低価格入札者 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者をいう。
- (9) 調査除外者 低価格入札者のうち、第10条第4項若しくは第6項又は第11条第6項の規定により低入札価格調査を中止した者又は実施しない者をいう。
- (10) 調査対象者 低価格入札者のうち、調査除外者でない者をいう。
- (11) 被調査者 低価格入札者のうち、現に低入札価格調査を受けている者をいう。
- (12) 第三者による照査等 低価格入札者と同種の業務を営む者であって当該業務について当該低価格入札者と同等の能力を有すると認められる第三者が、当該低価格入札者により契約の内容に適合した履行がされることを確保するために、当該契約の履行の状況について照査等(照査、精度、地質想定、定数等の設定の妥当性の確認又は立会いをいう。)を行うことをいう。

(適用対象業務)

第3条 この要領は、競争入札により建設工事等委託業務の請負契約(予定価格1,000万円以上の建設工事等委託業務に係る契約に限る。)を締結しようとする場合に適用する。ただし、建設工事等委託業務の積算体系が、あらかじめ千葉県が建設工事等委託業務について使用することと定めている積算体系と同一でない場合は、適用しない。

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、理事長が次の各号に掲げる業務についてそれぞれ掲げる予定価格算出の基礎となった額(1円未満切り捨て)の合計額(ただし、測量業務については、その額が入札書比較価格

に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の8.2を乗じて得た額、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額、地質調査業務については、その額が入札書比較価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の8.5を乗じて得た額、入札書比較価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に3分の2を乗じて得た額、土木関係の建設コンサルタント業務については、その額が入札書比較価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の8.1を乗じて得た額、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額、建築関係の建設コンサルタント業務については、その額が入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額) から1万円未満の端数を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第1に留意するものとする。

(1) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費に10分の5を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(予定価格を記載した書面への調査基準価格の記載)

第5条 理事長は、予定価格を記載した書面に、調査基準価格を「(調査基準価格 ○○円)」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「(調査基準価格の110分の10

0の額 〇〇円)」と記載するものとする。

(入札者への周知)

第6条 理事長は、一般競争入札の公告、指名競争入札の指名通知(公募型の指名競争入札にあっては、その公表を含む。)に次の各号に掲げる内容を明記するとともに、入札約款の提示の際及び入札執行の際に説明するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 最低価格入札者の入札価格が調査基準を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ後日それを決定すること及び入札者に対しその決定の通知をすること。
- (3) 低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低価格入札者は、事後の事情聴取等の調査に協力すべきこと。なお、最低価格入札者でなくとも事情聴取を実施する場合があります、事情聴取に協力しない者は入札を無効とすること。
- (5) 低価格入札者は、開札をした日の翌日から起算して3日以内(この期間に千葉県下水道公社就業規則第9条の規定に関する休日(以下「休日」という。)が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。)に、理事長から指示された書類を作成し提出しなければならないこと。なお、最低価格入札者でなくとも提出しなければならないが、規定の期限までに提出しない者は入札を無効とすること。
- (6) 低価格入札者との契約においては、その者の負担において、第三者による照査等(低価格入札者と同種の業務を営む者であって当該業務について当該低価格入札者と同等の能力を有すると認められる第三者が、当該低価格入札者により契約の内容に適合した履行がされることを確保するために、当該契約の履行の状況について照査等(照査、精度、地質想定、定数設定等の妥当性の確認又は立会いをいう。)を行うことをいう。)の実施を義務付けること。

2 理事長は、第三者による照査等の実施を義務付ける場合は、その実施の内容について必要な事項を特記仕様書に記載するものとする。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、入札の執行者は、落札者の決定を保留する旨を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、その入札を終了する。ただし、最低価格入札者が複数の者である場合においては、くじを引かせ最低価格入札者を1者に確定した後、落札者の決定を保留とするか否か判断するものとする。

2 入札の執行者は、「低価格入札者及び「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者」のうち最低価格入札者以外の者について、複数の者の入札価格が同価格である場合は、第1項の規定により落札者の決定を保留する旨を宣言した後、遅滞なく、くじを引かせ順位を確定させなければならない。

(最低価格入札者に対する低入札価格調査の実施)

第8条 理事長は、入札の執行者が前条第1項の規定により入札を終了した後直ちに、最低価格入札者について、低入札価格調査を実施しなければならない。

(低入札価格調査の方法及び調査事項)

第9条 低入札価格調査は、次条により徴する低入札価格調査報告書等の精査、第11条により実施す

る事情聴取及び関係機関への照会等の方法により次の各号に掲げる事項について調査を実施するものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳の詳細な検討
- (3) 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制に関する事項
- (4) 技術者、作業員、労務者等の供給に関する事項
- (5) 手持ち建設工事等委託業務の状況
- (6) 手持ち機械に関する事項
- (7) 過去に受注し、履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
- (8) 経営内容
- (9) 経営状況について取引金融機関、保証会社等への照会
- (10) 信用状態
- (11) 第三者による照査等に関する事項（第三者による照査等の実施を義務付けた場合に限る。）
- (12) その他の必要な事項

（低入札価格調査報告書等）

第 10 条 理事長は、入札の執行者が第 7 条第 1 項の規定により入札を終了した後直ちに、低価格入札者全者に対し、別記第 1 6 号様式により別紙 1 に定める書類（以下「低入札価格調査報告書」という。）又は低入札価格調査報告書の提出に代わる届出（別記 1 6 号の 2 様式）の提出を求めなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による通知について、開札をした日のうちに低価格入札者全者へ到達するよう配慮するものとする。
- 3 低入札価格調査報告書の提出期限は、開札をした日の翌日から起算して 3 日以内とする。ただし、この期間に休日が含まれる場合にあつては、その休日の日数は、この期間に算入しない。
- 4 理事長は、前項に定める期限までに低入札価格調査報告書を提出しない者がいる場合は、当該者が被調査者であるときは調査を中止し、又は、当該者に対する調査を開始していないときは以後調査を実施しないものとする。低価格入札者が低入札価格調査報告書の提出に代わる届出（別記 1 6 号の 2 様式）を提出した場合も、同様とする。
- 5 低価格入札者が、低入札価格調査報告書を提出するに際し、低入札価格調査報告書の内容を立証するため、自らが必要と認める書類（以下「任意提出書類」という。）を低入札価格調査報告書と併せて提出することは差し支えない。
- 6 低入札価格調査報告書については、一旦提出された後の一部又は全部の差し替え及び書類の追加提出は認めないものとし、調査の途中段階において低入札価格調査報告書が書類作成要領（別紙 2）に従い作成されていないものであることが明らかとなった場合は、低入札価格調査の実施者は、当該被調査者に対する調査を中止するものとする。ただし、低入札価格調査報告書等及び事情聴取の内容により、理事長が必要と認め、当該被調査者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、1 回に限り、提出期限後の書類の追加提出のみを認めるものし、これによってもなお不備があるときは、理事長は、当該被調査者に対する調査を中止するものとする。この場合において、書類の追加提出に係る提出期限については、書類作成に必要な時間を確保した上で適切に設定するものとする。
- 7 任意提出書類については、一旦提出された後の一部又は全部の差し替え及び書類の追加提出は認め

ないものとする。

(事情聴取の実施)

第 11 条 主務部長は、理事長の指示により、被調査者に対する事情聴取を実施し、被調査者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認しなければならない。

- 2 前項の規定による事情聴取は、最低価格入札者については低入札価格調査報告書等の提出のあった日の翌日から起算して4日以内に実施しなければならない。ただし、この期間に休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。
- 3 第1項の規定による事情聴取は、必要に応じ、一の被調査者について複数回実施することができる。
- 4 第1項の規定による事情聴取は、前条第1項の規定により提出を求める低入札価格調査報告書の收受後でなければ、これを実施することができない。
- 5 理事長は、第1項の規定により事情聴取を実施するときは、あらかじめ被調査者に対し別記第17号様式により通知しなければならない。
- 6 理事長は、被調査者が事情聴取に応じないときは、当該被調査者に対する低入札価格調査を中止するものとする。

(取引金融機関等への調査)

第 12 条 理事長は、第9条第9号に掲げる事項について低入札価格調査を実施するに当たり、必要があるときは、被調査者から同意書(別記第18号様式)を徴するものとする。

(別途提出書類の提出)

第 13 条 理事長は、被調査者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるとき又は被調査者から提出された低入札価格調査報告書及び任意提出書類のみでは契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無を判断するに十分でないとき、必要に応じ、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために必要な書類(以下「別途提出書類」という。)の提出を求めることができる。この場合において、別途提出書類の提出期限については、書類作成に必要な時間を確保した上で適切に設定するものとする。

- 2 別途提出書類については、一旦提出された後の一部又は全部の差し替え及び書類の追加提出は認めないものとする。
- 3 別途提出書類は、第10条第1項の規定により提出を求める低入札価格調査報告書の收受後でなければ、提出を求めることができない。

(低入札価格調査表の作成)

第 14 条 主務部長は、低入札価格調査を実施したときは、当該調査の結果が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるものとして別紙3に定める基準(以下「失格判定基準」という。)に該当するか否かを判断し、かつ、当該調査等の結果に基づき、低入札価格調査表(別記第19号様式)を作成しなければならない。

(第2順位者以下の者に対する低入札価格調査の実施)

第 15 条 理事長は、最低価格入札者に係る調査結果について失格判定基準に該当すると判断したとき又は最低価格入札者が調査除外者となったときは、その時点における調査対象者のうち最低価格入札

者の次に低い価格をもって入札した者(以下「第2順位者」という。)について、低入札価格調査を実施するものとする。

- 2 理事長は、第2順位者に係る調査結果についても失格判定基準に該当すると判断したとき又は第2順位者が調査除外者となったときは、その時点における調査対象者のうち、第2順位者の次に低い価格をもって入札した者について、低入札価格調査を実施するものとし、以下順次同様に、調査対象者について低入札価格調査を実施するものとする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、理事長は、複数の低価格入札者について並行して低入札価格調査を実施することができるものとする。

(低入札価格審査委員会への付議)

第16条 理事長は、別記第20号様式により低入札価格調査表を低入札価格審査委員会(以下「審査委員会」という。)に提出し、その意見を求めなければならない。

- 2 前項の規定により提出する低入札価格調査表は、「失格判定基準に該当しないと判断した者のうち最低の価格をもって入札した者1者についての低入札価格調査表、及び調査対象者のうち当該者よりも低い価格をもって入札した全ての者についての低入札価格調査表」、又は「調査対象者のうち失格判定基準に該当しないと判断した者がいないときは調査対象者全者についての低入札価格調査表」とする。
- 3 審査委員会は、第1項の規定により意見を求められたときは、審査を行い、別記第21号様式により回答するものとする。
- 4 審査委員会は、失格判定基準に従い審査を行わなければならない。

(失格判定基準該当の決定)

第17条 理事長は、審査委員会の意見を踏まえ、審査委員会において審査された低入札価格調査結果について、失格判定基準に該当するか否かを決定するものとする。

(その他の者に対する調査等)

第18条 理事長が審査委員会において審査された全ての低入札価格調査結果について失格判定基準に該当すると決定したときにおいて他に調査対象者がいる場合は、当該調査対象者について第15条から第17条までの規定に準じ取り扱うものとする。

- 2 前項の規定によっても、理事長が審査委員会において審査された全ての低入札価格調査結果について失格判定基準に該当すると決定したときにおいて他に調査対象者がいる場合は、当該調査対象者について第15条から第17条までの規定に準じ取り扱うものとし、以下順次同様に、調査対象者について第15条から第17条までの規定に準じ取り扱うものとする。

(落札者の決定等)

第19条 理事長は、審査委員会において審査された低入札価格調査結果のうち1以上の調査結果について失格判定基準に該当しないと決定したときは、失格判定基準に該当しないと決定した者のうち最低の価格をもって入札した者「落札者」、第17条の規定により失格判定基準に該当すると決定した者を「失格者」、及び調査除外者のした入札を「無効」と決定する。

- 2 理事長は、全ての低入札価格調査結果について失格判定基準に該当すると決定したときにおいて他に調査対象者がいない場合は、「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札し

た者のうち最低の価格をもって入札した者」を「落札者」、第17条の規定により失格判定基準に該当すると決定した者を「失格者」、及び調査除調査除外者のした入札を「無効」と決定する。

- 3 理事長は、低価格入札者全者が調査除外者となった場合は、「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者」を「落札者」、及び調査除外者のした入札を「無効」と決定する。
- 4 前各項の規定により落札者等を決定したときは、理事長は、落札者に対しては別記第23号様式により、「低価格入札者全者及び「低価格入札者以外の入札者のうち有効な入札を行った者」のうち落札者以外の者に対しては別記第24号様式により通知するものとする。

(第三者についての確認等)

第20条 低入札価格調査を受けた落札者は、第三者による照査等の実施が義務付けられている場合は、前条第5項の規定による通知を受領した日の翌日から起算して4日以内(この期間に休日が含まれる場合にあつては、その休日の日数は、この期間に算入しない。)に、理事長に対し、第三者による照査等を実施する第三者(以下単に「第三者」という。)について別記14号様式により申し出て、落札者と同種の業務を営む者であつて当該業務について落札者と同等の能力を有すると認められるかどうかの確認を受けなければならない。この場合において、落札者が複数の第三者について同時に申し出ることを妨げない。

- 2 理事長は、前項の規定による申し出の内容が次の各号に掲げる要件に該当するときは、落札者に対して、別記第26号様式により遅滞なく通知しなければならない。
 - (1) 第三者が別紙4に定める要件を満たす者であること。
 - (2) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に記載されている第三者の希望業務内容が、契約対象業務の内容に相応していること。
 - (3) 別紙5に定める資格及び経験を有する者が、第三者に属していること。
- 3 理事長は、第1項の規定による申し出の内容が前項各号に掲げる要件に該当しないときは、落札者に対して、別記第27号様式により遅滞なく通知しなければならない。

(調査対象委託業務の概要等の公表)

第21条 理事長は、調査対象となった委託業務の概要について、当該委託業務に係る契約の締結後別記第28号様式により作成しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により概要を作成し、公表するものとする。

(虚偽説明等への対応)

第22条 落札者の決定後、落札者が虚偽の低入札価格調査報告書等の提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合、第20条の規定による申し出が虚偽であることが明らかとなった場合又は監督の結果内容と低入札価格調査の内容とが著しく乖離した場合(合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。)は、理事長は、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当該建設コンサルタント業務等の成績評定において厳格に反映する。
- (2) 過去5年以内に(1)の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、競争入札参加停止の措置を行う。

(要領の公表)

第23条 この要領は、公開するものとする。

附則

この要領は、平成22年 5月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年10月15日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年3月31日までに引き渡しを受ける建設工事等委託業務については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第4条）

1 土木関係の建設コンサルタント業務

項目名	左に含む費目
直接人件費の額	直接人件費
直接経費の額	直接経費（積上計上するものに限る。）
その他原価の額	間接原価、直接経費（積上計上するものを除く。）
一般管理費等の額	一般管理費等

2 建築関係の建設コンサルタント業務

項目名	左に含む費目
直接人件費の額	直接人件費
特別経費の額	特別経費
技術料等経費の額	技術料等経費
諸経費の額	直接経費、間接経費

3 測量業務

項目名	左に含む費目
直接測量費の額	直接測量費
測量調査費の額	測量調査費
諸経費の額	間接測量費、一般管理費等

4 地質調査業務

項目名	左に含む費目
直接調査費の額	直接調査費
間接調査費の額	間接調査費
解析等調査業務費の額	解析等調査業務費
諸経費の額	業務管理費、一般管理費等

5 補償コンサルタント業務

項目名	左に含む費目
直接人件費の額	直接人件費
直接経費の額	直接経費（積上計上するものに限る。）
その他原価の額	間接原価、直接経費（積上計上するものを除く。）
一般管理費等の額	一般管理費等